

仙台市公民館運営審議会議事録

(令和元年8月定例会)

○ 日 時

令和元年8月29日(木) 午前10時00分～12時00分

○ 場 所

生涯学習支援センター 5階 第2セミナー室

○ 出席者

[委員] 相澤雅子委員、市瀬智紀委員、幾世橋広子委員、小岩孝子委員、小地沢将之委員、
佐藤直由委員、佐藤由美委員、庄子清史委員、菅澤彩香委員、中山聖子委員、
吉田祐也委員

[事務局] 生涯学習支援センター：センター長 佐藤、センター次長 千葉、事業係長 伊勢
青葉区中央市民センター：センター長 小嶋
宮城野区中央市民センター：センター長 大石
若林区中央市民センター：センター長 湯村
太白区中央市民センター：センター長 渡部
泉区中央市民センター：センター長 内海
生涯学習部：部長 佐藤
公益財団法人仙台ひと・まち交流財団：市民センター課長 古城

[傍聴人] 6名

○ 資 料

次第

資料1：仙台市市民センターの施設理念と運営方針【改定案】

資料2：平成30年度市民センター事業実績

資料3：ジュニアリーダー育成支援について

資料4：託児ボランティア養成・活動支援について

資料ファイル

○仙台市公民館運営審議会委員名簿

○仙台市市民センターの施設理念と運営方針(平成26年4月改定)

○諮問「仙台市市民センターの施設理念と運営方針」の見直し(第二次)のあり方について
(平成29年11月9日)

○市拠点館事業の評価項目

○仙台市市民センター事業評価報告(平成30年11月8日)

○答申「仙台市市民センターの施設理念と運営方針」の見直し(第二次)のあり方について
(令和元年7月4日)

1 開 会

(資料の確認)

事務局：本日は、11名の委員の皆様にご出席いただいております。仙台市市民センター条例施行規則第10条第3項の規定により委員の過半数である8名以上の出席を満たしておりますので、有効な会議として成立しておりますことをご報告申し上げます。

2 挨拶

(センター長挨拶)

事務局：ここからの進行は会長にお願いいたします。

会長：この審議会は原則公開になっておりますが、傍聴の希望はございませんか。

事務局：はい。本日は、6名の方が傍聴希望者として入室されております。

会長：ありがとうございます。次に議事録の署名委員です。今回は幾世橋委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

3 報 告

会長：それでは、「3 報告」に入ります。先ほどセンター長からの挨拶にもありましたが、本審議会で『「仙台市市民センターの施設理念と運営方針」の見直しに対するあり方について』の答申をいたしました。それを踏まえて、前回の7月の審議会では、生涯学習支援センターから「市民センターの施設理念と運営方針」の見直しについて報告があり、委員の皆様からそれに対してのご意見をいただきました。今回はこれまで出されたご意見、さらに前回の審議会でのご意見も踏まえて、「仙台市市民センターの施設理念と運営方針」の改定案が示されましたので、それについて事務局から報告をお願いいたします。

事務局：はい。それでは、「資料1」の「仙台市市民センターの施設理念と運営方針【改定案】」についてご説明いたします。この資料は、本日初めてご覧いただく資料でもございますので、改定箇所1か所ごとに一緒にご覧いただきながら、説明してまいりたいと思います。

初めに、1 ページ目の上部、「仙台市市民センターの施設理念」でございます。ご覧いただいております。SDGs (持続可能な開発目標) のアイコンを加えております。SDGs の17のゴールのうち、市民センター事業に関わると考えられます、4番「質の高い教育をみんなに」、11番「住み続けられるまちづくりを」、17番「パートナーシップで目標を達成しよう」というアイコンを加えております。これは、公民館運営審議会の審議の中で出された、SDGs を意識して市民センター事業に取り組んでいくと良いのではないかというご意見を受けまして、このように加えたものでございます。

ご説明が遅れましたが、この「資料1」は、改定する箇所について、右側に囲みで説明を付けてございます。この後は、基本的にそちらをご覧いただきながらのご説明となります。

改定箇所の説明に戻ります。1 ページ目の中段ですが、「仙台市市民センター事業の運営方針」、こ

ちらにも、SDGs 4 番「質の高い教育をみんなに」と 11 番「住み続けられるまちづくりを」のアイコンを加えております。1 ページの修正箇所は以上でございます。1 ページから 2 ページにかけての「仙台市市民センターの施設理念」から「仙台市市民センター事業の運営方針」の中の「1.市民センター事業の目的」までは、「施設理念と運営方針」全体の基本的な部分でもございますので、ただ今ご説明しましたSDGsのアイコンを加えた以外、本文につきましては修正がございません。

2 ページをご覧ください。「2.市民センターの役割」でございます。ここから、いくつか修正箇所が出てまいります。2 ページの一番下、「1) 市拠点館（生涯学習支援センター）の基本的な役割」の「(2) 生涯学習推進のための専門性の向上」になります。こちらにつきましては、答申を踏まえ、現代的な課題に「多様性配慮」を加えたほか、アイコンのみでなく、「SDGs」という言葉も本文に加えております。

3 ページをご覧ください。(2) の続きになりますが、こちらも答申を踏まえ、「東日本大震災を機に生じた地域社会のあり方」の後に「大規模自然災害の備え」という文言を加えました。次に、「(3) 市民一人ひとりのニーズに対応した生涯学習支援体制の充実」の中の〔生涯学習に関する関係機関等との連携・協力の推進〕の「協力」を「協働」と文言を変えております。また、答申を踏まえ、「大学等」の前に「小学校、中学校、高等学校」を加えております。「(4) 指定管理者制度下での指定管理業務のマネジメントの推進」では、語句の整理としまして、「指定管理業務」としていたところを「地区館業務」と改めています。

続きまして、3 ページ下の方、「2) 区拠点館（区中央市民センター）の基本的な役割」になります。「(1)区内の生涯学習事業の推進」の中の〔区内の生涯学習事業の推進と地域リーダーの育成〕で「地域リーダーの育成」としていたところについて、実態に即しまして、「発掘」という文言を加えております。それから、語句の整理としまして、「区内諸団体」としていたものを「地域団体」に改めております。3 ページの一番下、「(2)区内地区館事業への支援」のところにも囲みの説明が付いていますが、こちらも語句の整理でございまして、「公共機関」という文言で行政機関と教育機関をひっくるめたような表現がこれまであったのですが、「行政機関」、「教育機関」と両方それぞれ、明確に記すというような形に改めております。

4 ページに入ります。1 行目の「学校など」としていたところを「小学校、中学校、高等学校等」と明確に入れております。3 行目は文言の整理で、「また」ではなく「特に」であろうということで、語句を改めてございます。5 行目の〔家庭及び地域での教育力向上、ジュニアリーダーの育成支援〕のところでございます。こちらの文章には、下線や取り消し線がたくさん入っておりますが、文言等の整理と、区拠点館の役割であるジュニアリーダーの育成支援の明確化ということでございまして、文末で「ジュニアリーダーの育成支援が十分に行われるようともに取り組む。」といたします。その次の〔地区館職員の育成〕は、語句の整理ということで、細かい修正をいたしております。「(3)指定管理者制度下での区内地区館業務のマネジメント推進」では、文末の「地区館事業の向上」としていたところを「質・量の充実」ということで、より具体的な表現に修正しております。この「質・量の充実」という文言は 2 ページ中段、「3) 地区館事業の主要な目的」の【重点方針】の最後のところで、「質・量ともに充実するものとする。」とありますので、こちらの表現に合わせた修正でございます。

「3) 地区館（地区市民センターの基本的な役割）の部分でございます。まず、【取組指針】ですが、こちら、「地域団体」に統一するというところでの修正でございます。「(1)地域住民本位の生涯学習拠点機能」の〔学習ニーズ・地域課題を踏まえた特徴ある事業の実施〕も語句の整理でございまして、

「特徴ある事業」というよりは「特色ある事業」の方が適切であろうということでの修正でございます。また、こちらの本文の1行目の「懇談会」ですが、市民センターで行っているものは、「事業運営懇話会」と呼んでおりますので、他の一般的な懇談会と紛れがないようにこのように語句を修正しております。それから、やはり語句の整理でございまして、「目的」ではなく「目標」であろうということでの修正も加えております。

5 ページをご覧ください。一番上のカッコですが、〔市民参画の推進と市民の活動の支援等〕と改めております。市民活動まで「育成」という文言に係るのには少々違和感があり、実態に則した形で表現を整理したものでございます。また、文末の部分は、ジュニアリーダーの育成支援の取組を明記するための修正でございまして、「(2)地域の交流・拠点機能」では、まず最初のカッコで、「育成」を削除して「～子ども達の交流の場の確保」としてあります。本文でも、3行目で「青少年の育成」という文言を消していますが、これはこの機能をなくすということではなく、ここでは交流の場の確保について述べ、育成についてはこの後の(3)に記載するという趣旨での修正でございまして。本文の3行目では、「～地域住民と児童生徒との交流の場の確保に配慮する。」と表現を改めていますが、これは、今年4月に施行された「仙台市いじめの防止等に関する条例」を踏まえたものです。この条例の第17条に「地域住民におけるいじめの防止」という規定があり、「地域住民は、その地域における活動及び行事を通じて、その地域に居住する児童生徒との交流に努めるものとする。」という条文がございます。市民センターでの交流の場の確保からも、そういったことができるのではないかとということで、このように修正したものでございます。次の〔様々な地域ネットワークの拠点機能＝プラットフォームの確保〕の部分は、文言の整理で、「～ネットワークの拠点としての機能を持つ、プラットフォームを確保するように努める。」と本文を修正しています。「(3)地域のコミュニティづくり機能」の2つ目のカッコ、〔地域活動を担う人材の育成〕の本文では、語句の整理とともに「学校」を加え、先ほど申しあげましたとおり、(2)の方に入っていた「青少年の育成」をこちらに移すことで、「～青少年を含め幅広い世代の人材育成にも配慮しながら取り組む。」という形にしています。「(4)地域のコーディネート機能」では、囲みの説明に「記載順の見直しと語句の整理」とありますが、「PTA・町内会」としていた順番を改めたことと、先ほどご説明したとおり、「公共機関」と一括りにしていたものを「教育機関」、「行政機関」と明確に分けて記すという整理を行ったことを指しています。次のカッコでも、「行政機関と地域」という順番になっていたところ、「地域」の方が前であろうということでの順番の見直しと、「地域団体」に統一するという文言の整理で修正を行ったところです。

6 ページをご覧ください。上から2つ目のカッコですが、〔地域情報の収集と提供〕としていたところに、実情に合わせて「生涯学習情報」という語句を頭に加え、本文にも「社会教育施設」を追加しております。

「施設管理の運営方針」になります。こちらにも、SDGsの17番「パートナーシップで目標を達成しよう」というアイコンを加えております。また、答申を踏まえ、「(1)市民サービスの向上」の2番目に「利用者の安全安心の確保に積極的に取り組む。」という項目を加えております。「(3)地域住民との顔の見える関係づくり」では、こちらも答申を踏まえまして、「～顔の見える関係をつくり、信頼され、信頼に応える運営を行う。」と表現を改めております。

6 ページの下の方、「震災を踏まえた市民センターの役割と取組」でございまして。こちらにはSDGsの2つのアイコン、4番「質の高い教育をみんなに」と11番「住み続けられるまちづくりを」を加えております。構成としては、こちらも答申を踏まえ、まず前文を記載し、7ページになりますが、1)、2)、3)と3項目に分けた形としております。6ページから7ページにかけての前文は、現

行の「施設理念と運営方針」にある表現を使って、震災を踏まえた市民センターの役割と取組が必要な背景について記したものでございます。7ページの「1) 災害時の役割」でも、答申を踏まえ、高砂市民センターの指定避難所への位置づけを記載するとともに、配慮が必要な方々への配慮や、女性の視点から見た避難所の開設等における関わりについて、「多様な視点に立ち」と包括的な表現で記載しています。「2) 地域の防災体制づくりへの支援」は、最初の3行に消し線が引かれていますが、先ほどご説明したとおり、この部分は前文の方に移したものでございます。2)の4行目以降には、答申を踏まえ、「これまで培ってきた小学校、中学校、高等学校」と学校を加えております。また、「人材育成機能」を「地域のコミュニティづくり機能」と改めまして、現行のものでは、今回の改定案の3)の部分に入っていた「防災訓練等も含め」という文言を、防災体制づくりの方に繋がるだろうということで、こちらに移したものでございます。最後に、答申を踏まえ、「震災からの復興まちづくりにおいても、その役割を果たしていくものとする。」という文章を加えました。「3) 震災を踏まえた講座等の実施」の部分でございます。こちら、答申を踏まえ、最後に「次世代への継承、担い手の育成に向け重点的に取り組むものとする。」といった文章を加えるとともに、文言を整理したものと なっています。私からの説明は以上でございます。

会長：ありがとうございました。今、どのような内容が【改定案】の中に盛り込まれたかということと、本審議会から提出した答申を踏まえた修正は、主にどういったところかという説明がありました。見え消しになっているので、少々読みづらくはありますが、右側の欄外に、答申を踏まえて見直した、語句を整理した等、どのような方針で【改定案】を作ったかといったことが示されております。特に、最後の「震災を踏まえた市民センターの役割と取組」では、前文を記載し、さらにパートを大きく3つに「1) 災害時の役割」、「2) 防災体制づくりへの支援」、「3) 震災を踏まえた講座等の実施」という形で明確に分けて記述することで、本審議会に提出した答申を活かした構成に改定されています。今の説明を聞き、読んでいただいて、もっとこういったことを【改定案】に入れてほしい、あるいはこの表現は少し違うのではないかなどお気づきの点がありましたら、ご意見をお願いします。

【改定案】については、今日初めて目にするものではありませんが、3ページで「大学等」と一括りにされていたところを、「小学校、中学校、高等学校、大学等」という形で明記されるようになったのは、答申を踏まえたものだと思いますし、前のページで「男女共同参画」の次に「多様性配慮」という文言、具体的な内容までは書いてありませんが、を入れ込んだのも同様です。また、審議会の中の意見でも出ていましたが、ジュニアリーダーの育成について、4・5ページで単に「努める」のではなく、「取り組む。」ときちんと明記されるようになっております。地区館事業については、4ページで「質・量の充実が図られるよう」支援に努めるということも明記されています。同ページには、これまで「懇談会」と記載されていたものを仙台市市民センターでの呼称の「事業運営懇話会」に修正し、その事業運営懇話会などを通してニーズを把握するということが明記されるようになりました。それから、5ページの「(4)地域のコーディネート機能」という箇所では、「行政機関と地域」ではなく、「地域と行政機関」というように語句の順番を直しています。6ページの「仙台市市民センターの施設管理の運営方針」では、これもご意見が出されていましたが、「利用者の安全安心の確保」という事項が「1)市民センターのサービスの向上」という項目中に明記されるようになっております。

ざっと見たところで何かお気づきの点等ありますか。あくまでも「施設理念と運営方針」なので、具体的に色々なものを示すという訳にはいかないかとは思いますが、はい、どうぞ。

委員：丁寧におまとめいただきありがとうございました。公運審での我々の様々な多岐にわたる意見から、全てのニュアンスを汲み取っていただくというのはなかなか難しいと思うのですが、気持ちの基本にあるものは受け取っていただけたのかなと感じています。一方で、私は、2点引っかかっているところがあります。1点目は、5ページの一番上、〔市民参画の推進と市民の活動の支援等〕というタイトルを含めて、市民活動の育成というのは主旨と違うだろうから外したという説明がありました。が、我々がそういった議論をした経緯はおそらくなかったと思います。市民活動の育成というのは、市民活動サポートセンターと市民センターの役割分担で最もあいまいな部分であり、これをどうにかしなければならぬという議論は、この20年間、いずれの期の公運審でも同じようにずっと繰り返されてきた中で、突然ここで外すというふうに舵を切ることが本当に正しいのかどうかということは、議論が尽くされていないのではないかと考えております。もしも、ここで「市民活動の育成」を外すのであれば、今後市民活動サポートセンターとどのような連携をしていくのか明確に示されることが大前提になるはずと思うのですが、その辺についてのお考えをお聞かせいただきたいということです。もう一つ、先ほど、会長は、ジュニアリーダーの育成についても盛り込んでいただいたとおっしゃられたのですが、我々は、それほどジュニアリーダーについて議論をしてきた経過がないような気がしています。本市の市民センターの特徴であることは十分承知していますが、2年間掛けてジュニアリーダーの現状を調査し、それに対して我々が何かフィードバックをした、そういった先にこのような表現があるのならば良いのですが、非常に手薄な中で、ジュニアリーダーに関する表現が突然変わっていくことに違和感を感じました。方向性は非常に良いと思うのですが、なぜ、ここの表現を重点的に変えるにいたったのかお聞かせいただきたいというのが2点目です。

会長：委員から2点、提示されました。5ページの一番上の〔市民参画の推進と市民の活動の育成→支援等〕で、「育成」を外して「支援等」という表現に変えたこと理由が1点。それから、前の4ページの上の方、「ジュニアリーダーの育成支援が十分に行われるようとも取り組む。」については、審議会ではあまり議論していないのではないかと、議論されてない部分がこのように変わるのはいかがでしょうか、というご意見でした。確かに、ジュニアリーダーのことが中心的な議論になったことはありませんでしたが、ご意見としてはジュニアリーダーの育成についても触れられていたように記憶しており、答申を受けて前回出された見直しの方針にも、若干そのようなことが触れられておりましたので、そういった言い方をしました。

では、この2点についてよろしくお願いたします。

事務局：今回の【改定案】につきましては、本審議会でのご審議を踏まえて修正をした部分が多い訳でございますが、5年に一度の修正でございますので、語句の整理につきましてもこの機会に行いたいと考えております。ご指摘の「市民活動の育成→支援等」につきましては、どのようなことが「育成」あるいは「支援」なのか、理解の幅がある部分だと思います。「市民活動」というと、私どもにとっては、どちらかといえば、すでに活動が行われているものというイメージがあり、「育成」と書いてしまうと、一から育成するということまで含めてしまうのではいかと、少し違和感があつての修正でございました。

委員：市民活動サポートセンターの機能が非常に弱まっているような印象を私自身は受けています。震災以降の流れとして土着な活動が増えており、市民センターは、そういった活動を応援できる非常に貴

重なプラットフォームとなっています。市民活動サポートセンターが担うべき役割までも、これまで市民センターが全て肩代わりしてきたような印象があるのですが、その役割を急に手放してしまうような弱さにも感じられます。一方で、私は非常に望ましくない制度改正だったと思うのですが、1999年から市民局が行っていた全市的なまちづくり活動企画コンペという事業が、まちづくり活動助成事業として各区に分散され審査されるようになった途端、土着な活動しか支援対象にならなくなってしまったのです。土着な活動への支援を推し進めるという方向に舵を切ったのだとすれば、市民センターは育成・支援を手放してはならないような状況にこの15年位はなっているように思います。また、先ほどのご回答での「育成まで含めてしまうと…」というニュアンスは、これまで誤った方向に制度が変わった中で市民センターが頑張ってきたものすら手放すというようにも聞こえるので、そこまで行く必要はないのではないかと思います。文言の整理等々、これを作るのは我々公運審ではなく当局ですので、基本的には当局のお考えの通り進めていただければ良いのですが、ここは望ましくない文言整理なのではないかと思いました。

会長：では、お願いします。

委員：私は、以前市民活動サポートセンターに在職していましたが、市民活動を始めようとする方というのは、まずどこに相談をしたら良いのか分からない。何かしら地域や自分の課題に気付いても、どこに相談すべきか分からず、直接市民活動サポートセンターに行くケースはほとんどありません。そうした中、仙台市内に60館配置されている市民センターで、最初は、例えば住民参画事業のような講座に参加する中で取り組みを行ううち、主体的に活動するようになり、どこかの段階で自分達で資金調達しながら団体を作っていくというように段階が上がっていくのです。先ほどの「育成」か「支援」かというのは、定義が非常に難しいと思うのですが、やはり、市民センターが市民活動の育成・支援を視野に入れておかないと60館で仙台市内を網の目のようにカバーするといった機能がなくなってしまい、市民活動をしたいから始まり、主体的に自分達で市民活動団体を作っていくといった、ステップアップしていく方々が、いきなりはしごを外されてしまうようなことになる感じがします。「育成」と「支援」の定義づけが確かに難しいことは分かりますし、市民活動サポートセンターとの連携については、今までのこの審議会の中でも議論されてきましたが、そのところは、市民センターの中でもこれからしっかりと考えていただきたいと思いました。

会長：どうぞ。

委員：お話をうかがっていて、色々な方面ですでに具体的に動かれている方も、新しく学びを得ていく方も、広く受け入れていただきたいということなのだなと感じられました。次のステップに向けて意識している興味関心のある分野で、参加を呼びかけられ、具体的な行動へと踏み出していこうとなった時に、踏み出した先で、活動している団体や個人に対してある意味一步引いた支援しかないとなると、呼びかけに応じて参加した方とどのようにともに歩み、どのようなプロセスで応援していくのかということについて、受け入れる側の行政はイメージをおそらくはっきりと持っていない。市民に広く来ていただく、学べる、触れられるという漠然としたところで受け入れをしているのではないかと今お話を聞いていて思いました。市民活動サポートセンターと市民センターの関係も含めて、参加していただいた際に、市民センターがこのようなプロセスでやりたいというものをはっきり持てる

かどうかということも関わってくるのではないかと思いました。各団体との関係性とはまた別に、受け入れた上で、どのように市民に寄り添っていくかというイメージを持ち切れていないのではないかと感じました。

会長：ありがとうございます。今、両委員からもご意見がありましたが、「育成」と「支援」が全く異なるものなのかどうか、「支援」に「育成」は含めないということになってしまうのか。言葉として、あったものがなくなるというのは、どうしても切り離されてしまうというイメージがついてしまいますが、そのところはどうか。また、市民センターが、市民が色々な活動をしたいという時の取っ掛かりの場にもなるということから考えると、そういった意味での「育成」もあるのではないかというご意見だったと思いますが、いかがでしょうか。

センター長：ここは、元は「地域を基盤としたサークル活動や市民活動の育成・支援に努める。」という表現で、ボランティアやジュニアリーダーの育成支援も含めた記載がされていました。4ページをご覧いただきたいのですが、「区拠点館の基本的役割」の「区内地区館事業への支援」の中で、「ジュニアリーダーの育成が～」と書かれており、この箇所では「支援」がない形になっています。「育成」するのは、区拠点館、地区館どちらなのかという議論も出てきて、明確にしておく意味で、ここに「ジュニアリーダーの育成支援」という文言を加え、さらに区中央市民センターも「ともに取り組む。」と加えました。そこで整理していく中で、5ページで「市民活動の育成」というのが強調されているように見えるので、「支援等」とすれば「等」に「育成」も含まれているように読めるのではないかとということで、このような形にしたものです。ただ、今ここで「育成」という文言を消すことによって、それが後退する可能性もございますので、ここは検討させていただきたいと思います。ジュニアリーダーの育成支援につきましては、確かに公運審の皆様にはあまりご説明してまいりませんでした。今回、資料を付けておりますので、それも含めてご議論いただきますようお願いいたします。

この部分は内容をもう少し検討し、削除については慎重に行っていきたいと思います。

会長：では、5ページについては、もう少し検討していただくようお願いします。

副会長：私が今この審議会にいるのは市民センターのボランティア講座を受けたことがきっかけとなっているので、少しお話させていただきます。私は、ボランティアへの関わり方は「支援」だと思っています。「育成」という形ではなく、チャンスをあげてそこからボランティアがどう考えるかということ「支援」し、応援していただいたことでNPOを立ち上げて、今、私はNPO事業を行っている訳です。ボランティアに対しては「支援」が一番で、その中に「育成」の意味も含められると思います。「育成支援」というのは、ジュニアリーダーに対してなのではないかと私は解釈しています。

会長：ありがとうございます。今の5ページの上の方の部分には、「サークル活動や市民活動」、その後「ボランティアやジュニアリーダーの育成支援」と両方書いてあるのですが、文言も今のご意見等も踏まえてまた検討していただければと思います。

他にお気づきのところありますか。はい、お願いいたします。

委員：7 ページですが、これまでの審議会の委員の議論を踏まえて、「1) 災害時の役割」に「多様な視点に立ち、求められる配慮」という、まさにSDGsとの関連性が高いキーワードも入りましたし、「2) 地域の防災体制づくりへの支援」でも、「震災からの復興まちづくり」という文言を入れていただきまして、元の文章では、災害時から急に防災に飛ぶような印象を受けるという意見がここで反映されたのだらうと思います。また、「3) 震災を踏まえた講座等の実施」についても、やはり「次世代への継承、担い手の育成」が、大きな課題になってきているという議論もあったと思うので、このような形で表現されたことにより、とても分りやすくなったと思いました。

少し引っ掛かる点が1点だけあります。この「震災からの復興まちづくりにおいても、その役割を果たしていくものとする。」という文章は、「さらに」と独立させて書かれているのですが、「その役割」とは何なのか、どこにかかるとかが、初めてこれを読んだ人が分るだろうかと少々不安に感じました。「2) 地域の防災体制づくりへの支援」では、市民センターが、「これまで培ってきた小学校、中学校、高等学校及び地域団体とのネットワークを活かしながら」、地域を支援していくということと、もう一つ、「地域の防災体制づくりに資する取組を行う」と書かれているので、例えば、この部分を「地域主体の震災からの復興まちづくりや防災体制づくりに資する取組を行う」として、この中に含めてしまっただろうかと思ったのですが、いかがでしょうか。「1) 災害時の役割」では、災害時には避難所の役割を果たしていくとしていますが、その後かなり長いスパンで復興まちづくりが進んでいくと思うので、市民センターも、ネットワークを活かしながら、「地域主体の復興まちづくりや防災体制づくりに資する取組を行う」としてしまった方が、この後に「さらに」と別にして表現するよりも一連の流れで捉えられるような気がします。また、この段落の最後の行の「地域課題の解決や地域づくりの担い手の育成に向けた取組の強化を図る。」は、ここではなく、次の「3) 震災を踏まえた講座等の実施」に入れた方がすっきりするような感じがします。

先ほどの、なぜ「さらに」という形でここに置いたのかということも含めて、いかがでしょうか。

会長：はい。どうもありがとうございます。7 ページの2) と3) についてのご意見です。「2) 地域の防災体制づくりへの支援」の最後の文章が、「さらに」と付け加えられています。それよりも、3 行上の「地域防災体制づくり」の前に「震災からの復興まちづくり」といった文言を入れた方が良いのではないかとということと、最後の「地域課題の解決や地域づくりの担い手の育成に向けた取組の強化を図る。」というのは、3) の方に入れるべきではないかというご意見だったと思います。

センター長：この箇所は、まとめている段階で、「さらに」のあとの「震災からの復興まちづくりにおいても、その役割を果たしていく」という、「その」は何を指すのか議論にはなっていないで、この取り扱いについては、まだ確定はしていなかったところ。今、いただいたご意見で、方向性が見えてまいりました。ありがとうございます。

会長：どうぞ。

委員：非常に重要な論点で、指摘いただいた「さらに」の1行だけが過去の災害、東日本大震災のことを扱っていて、ほかの部分は今後來たるべき災害について扱っています。したがって、全体を整えるとすると、復興まちづくりについても、将来のまだ起こっていない災害に係る復興まちづくりに関する文章が書かれていた方が自然であるというのが、おそらく皆さんが納得できる決着だと思います。災害対策基本法という法律では、防災とは災害を未然に防止することに加え、災害が発生した場合の減災と復興も含むと定義されています。それらが防災の3本柱になっている訳ですが、ここでは、1) が災害が発生した際の減災、2) と3) が未然の防災に関することで、法律に書かれている復興の部分が落ちているのです。ですから、このわずか1行の「さらに」の文章については、来るべき災害に対しての章をもう一つ立てて書いた方が、実は法律で言う防災にも合致するので、丁寧に考えていただけるとよいのではないかと思います。

会長：ありがとうございます。「震災からの復興まちづくりにおいても、その役割を～」という文章ですが、組み立て方についても、2) の中に入れるよりも切り離して、「災害時の役割」、「震災を受けての復興まちづくり」、「未然の防災体制づくり」、「震災を踏まえた講座等の実施」と分けて記入した方がよいのではないかとのご意見かと思いますが、いかがですか。

センター長：なるべく削除をしないという方針でまとめておりましたので、現在はこのような形になっていますが、ご意見を踏まえて検討させていただきます。

会長：「震災を踏まえた市民センターの役割と取組」については、以前は文章だけでしたが、このように整理されましたので、今のご意見も踏まえてさらに整理をしていただければと思います。
他に何かお気づきの点はありますか。

委員：少々気にかかることが3点ほどありました。1つは、3ページの(3)で〔生涯学習に関する関係機関等の連携・協力協働の推進〕と書かれていますが、今回、協働については私も色々と勉強させていただいて、この連携と横並びで協働ということが少し引っかけます。関係機関との協働の推進だけで良いような気がしますし、連携とするのであれば協力と続けていった方が素直なのではないかと感じました。もう1点、4ページからの「3) 地区館（地区市民センター）の基本的な役割」で、「地域住民や地域の諸団体と～」というように、諸団体を消して「地域団体」に統一されているのですが、地域ではまだ「諸団体」という言い方をしています。ですから、「地域団体」と言うと別な団体のようなイメージが湧くのではないかと気になりました。地域の役員会等色々な集まりに出ると、「地域住民や地域の諸団体」と書かれている場合が多いので、「地域団体」にしてしまってもいいものかと気になりました。最後に、5ページの「(2) 地域の交流・拠点機能」で、〔地域住民の交流の場、及び子どもたちの育成・交流の場の確保〕とありますが、その下には「地域住民と児童生徒との交流の場の確保」と書かれていて、ここで「及び子どもたちの」と別々にする必要があるのだろうかと考えました。

会長：ありがとうございます。今、委員から3点ご指摘がありました。1つ目が3ページで「連携・協力の推進」という文言が「連携・協働の推進」と変更されていますが、これはどうだろうかということ

です。「連携・協力の推進」、あるいは「協働の推進」とは言えるが、「連携・協働の推進」というのは言葉としてどうか。また、4 ページ等で「地域の諸団体」、「地域の関係団体」という表現を「地域団体」に統一して「地域団体等」としてはいますが、地域では、実際に「地域諸団体」という言い方をしているということ。それから、5 ページの上の方の「(2)地域の交流・拠点機能」で、「～及び子どもたちの～」と、あえて「及び」と入れるのはどうだろうかというご意見でした。

「地域団体」の件については、どのような趣旨で「地域の諸団体」ではなく「地域団体」とされたのでしょうか。

センター長：「地域団体」については、行政が文書を作成する際、「町内会を含めた地域団体」という使い方が多いためこのようにしたものです。これまで、色々な書き方をされていたものを、今回、統一した表現にしようということで、「地域団体」とし、より幅広い団体も含める際は「地域団体等」としました。また、NPO等も含む場合は「民間諸団体」という定義がありましたので それに合わせて、単に「団体」としているところもあったため、今回「民間諸団体」と統一するという方針としてこのような形でまとめております。また、「連携・協働」の箇所については、市民センターとして市民協働の推進を図るという中で、「協働」という文言を入れる場所は、市拠点館（生涯学習支援センター）の基本的な役割のところではないかと考えた結果、このように変更したものです。確かに、「連携と協力」は「協働」ということになるのですが、強調する意味でこのような表現をしたものです。5 ページの「及び」は見出しですが、内容が変わっていますので、ここは、表現を確認して修正等していきたいと考えています。

会長：では、5 ページの「及び」の箇所については検討していただくこと、「地域団体」と「地域の諸団体」の件では、「地域団体」というと特定されてしまうようなイメージがありますが、言葉として「地域団体」と統一したということ、「民間団体」、「教育機関」、「行政機関」と分けて表現を統一した、というのが、今回出されているところだと思います。

委員：先ほど、5 ページの「(2)地域の交流・拠点機能」についてお話がありましたが、「次代を担う子どもたちのため」と「子どもたち」という表現がある一方、その下には「児童生徒」と限定された形で書かれています。「児童生徒」とした場合、先ほどのご説明にありました、「いじめの防止等に関する条例」を受けて、小学生と中学生に限定とは言わないまでも、そこを中心に考えるということでしょうか。上の「次代を担う子どもたち」の「子どもたち」とここの「児童生徒」は大体同様の括りと考えてよろしいですか。

センター長：新設の部分の「児童生徒」については、条例の表現を強調してあえて入れたという形でこのような表現になっていますが、以前からある「子どもたち」との間に差異はなく、「子どもたち」の中には、「児童生徒」も含まれていると考えております。

会長：上下2行で、「子どもたち」と「児童生徒」が出てくるが、意味に違いがあるのかということですね。「地域の中で見守られ育まれるべき次代を担う子どもたちのため、子育て支援の場や地域住民と児童生徒との交流の場の確保に配慮する。」と文章で読むと、確かに少し違和感を感じるので、もう少し文章整理していただいた方が良いと思います。

センター長：強調はしたいと思いましたが。ありがとうございます。

委員：大変丁寧に配慮しながらこの【改訂案】を作っていただいております。私も先ほどの委員と同じ部分が少し気になっていまして、例えば、「地域団体」、「NPO・ボランティア団体」、「NPO」、「ボランティア組織」、「民間諸団体」といった言葉が色々なところに散りばめられていますが、想定する団体の規模、あるいは地域との密着性の強弱などで何かイメージがあるとしたら、全体を通してもう一度見直していただき、言葉を揃えていかれた方が良いのではないかと思います。センテンスによって色々な形が出てきて、それが、どの程度の規模の何を意味しているのかが見えなくなる部分がありますので、スクリーニングされると良いと思います。

会長：ありがとうございます。確かに、よく読んでいくと表現が色々出てくる箇所もあるので、統一する語句として適切かどうかということと、どのようなものを想定した言葉なのか等、もう少し精査していただきたいというご意見だと思います。長い文章で書く訳ではないので なかなか難しいところもあるかとは思いますが、今のご意見も踏まえて、もう一度全体を見直していただければと思います。

会長：今日もたくさんのご意見が出されておりますが、この【改訂案】は、生涯学習支援センターが当審議会の答申を踏まえて作成されたものですので、今日のご意見もさらに踏まえていただいて、言葉の問題、先ほど出ていた「育成・支援」と「支援等」などは、言葉だけではなく内容にも関わる問題にもなってきますので、その辺りをさらに検討していただきたいということ。また、様々な語句の統一ということがありましたが、どのようなイメージを想定して統一するのかということも もう少し検討し、さらに詰めていただければと思います。

事務局の方で何かありますか。

センター長：本日のご意見を踏まえまして、さらに見直しを進めていきたいと思っております。

どうもありがとうございます。

会長：はい、ありがとうございました。SDGsのマークも入っていますが、これも実現に向けて、継続的な活動がしっかりとできていくようにしていただければと思います。

それでは、今日もたくさんのご意見をいただきましてありがとうございました。「仙台市市民センターの施設理念と運営方針」の見直しについては、このあとも生涯学習支援センターで精査していただき、審議会の意見も踏まえた、よりよい改定案にしていただければと思います。

では、次の「(2) その他」になります。

資料2から資料4について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：はい、それでは、資料2から資料4まで通してご報告させていただきます。

平成30年度市民センター事業実績について、このたび集計作業が終了しましたのでご報告いたします。資料2をご覧ください。表1は、1年間に実施した講座数、回数、延参加者数を年度ごとの推移がわかるよう事業分類別にまとめたものとなります。平成30年度から指定管理者に対して新しい要求水準を示しており、各館における講座企画数を年間14以上から10以上に、回数は65回以上か

ら 45 回以上に減じましたので、平成 29 年度以前に比べますと総じて数値は低くなっております。しかし、家庭教育推進事業、青少年健全育成事業、高齢者学習振興事業につきましては、前年度並みあるいは前年度を上回る参加者数となっております。なお、講座企画数、回数を減じましたのは、講座一つ一つの質を高め、またサークル活動や市民活動の支援、地域住民や地域団体をつなぐコーディネート業務、学習情報・地域情報の提供など、講座以外の業務にも注力してもらいたいという意図からでございます。裏面表 2 は、延参加者数を区ごとに集計した表です。表 3 は、施設利用者つまり市民センターの部屋を借りて活動された方の延人数です。こちらも区ごとに集計しております。大規模修繕による利用制限などの影響により、平成 29 年度と比べ 1.9%減となりましたが、過去 5 年間は概ね 300 万人前後で推移しています。表 4 は、講座数、参加者数の他、学習情報システムアクセス件数、施設利用率などの数年度の推移をまとめたものです。資料 2 については以上でございます。

続きまして、先ほどの「仙台市市民センターの施設理念と運営方針」【改定案】の中で、ボランティアやジュニアリーダーの育成支援に取り組んでいくということを明記しました。これを受けまして、市民センターで現在取り組んでいるボランティア育成事業、ジュニアリーダー育成支援事業について少しお話をしたいと思います。

まず、ジュニアリーダーの育成支援についてでございます。資料 3 をご覧ください。ジュニアリーダーは、教育委員会の支援を受けながら、各市民センターを拠点として活動をしている中学生・高校生ボランティアです。主に地域の子ども会からの依頼要請を受けて、ゲームの実施などにより子供会活動の活性化を行っています。ジュニアリーダーの育成支援として、活動拠点である各市民センターでは、定例研修会や連絡会の開催、ジュニアリーダーを指導者とした「ジュニアと遊ぼう。」など事業の開催を行っているほか、各区中央市民センターでは初級研修会を、生涯学習支援センターでは中級研修会と上級研修会、そして上級研修会終了者が講師となり未認定者に対し伝達研修を行う実践研修会を、それぞれ仙台市嘱託社会教育主事研究協議会とともに開催しています。

裏面をご覧ください。平成 31 年 3 月現在では、計 400 名のジュニアリーダーが、各地域のサークルごとにそれぞれ活動しているほか、区内のサークルで組織する連絡会や、仙台市全体の連絡会である「ずんだ」に参加しながら研鑽を積んでいます。

続いて、託児ボランティア養成・活動支援についてです。資料 4 をご覧ください。

市民センターでは、子育て中の保護者の学習支援として託児付講座を実施しています。託児は、生涯学習支援センターの養成講座を受講し修了された市民ボランティアの方々をお願いしております。本年度も、9 月に養成講座の開催を予定しております。詳細はお配りしたピンク色のチラシに記載されておりますが、託児ボランティアとして活動するための知識や技術などを学んでいただく内容となっております。養成後の活動支援として、託児ボランティアの方々を企画員とした「フォローアップ研修」や、情報交換・意見交換の場である「連絡会」を開催しています。

市民センターの託児ボランティアは、昭和 50 年代に当時の長町市民センターで活動が始まり、以来、約 40 年にわたり、市民の生涯学習活動を支えております。平成 31 年 3 月現在、9 グループ 61 名の方々が活動されています。報告は以上でございます。

会長：はい、ありがとうございました。資料 2 では、平成 30 年度の事業実績、資料 3 では、ジュニアリーダー育成支援としてどのような活動や研修会等が行われているか、資料 4 では、託児ボランティアの養成・活動支援ということで、現在 9 つの託児ボランティアグループがあり活動しているということについてご紹介がありました、

資料2から4について、何かご質問やお聞きしたいことはありますか。

委員：長く公運審の委員をやっている、知らないことがたくさんあって勉強になります。例えば、ジュニアリーダーの空白地域はどのようになっているか、また、託児室があっても実質的には託児室として使っていない市民センターがあるという状況の中で、裾野を広げていくためにどのように取り組まれているのか教えていただけますでしょうか。

事務局：ジュニアリーダーにつきましては、先ほど「仙台市市民センターの施設理念と運営方針」【改定案】の中にも明記したところでございますが、区中央及び地区市民センターが中心となりまして、全市的に活動を広げていくという取組を行っている最中でございます。今後も、空白地域については、積極的に子どもたちに呼びかけ少しでもサークルが増えるよう、登録人数が増えるように働きかけを行ってまいりたいと思っております。現在は、空白地域では、近隣のジュニアリーダーが子ども会の要請に応じて活動しております。

託児室につきましては、託児室や親子室といった施設がある市民センターはございますが、ボランティアさんが託児を行う時には、どちらかと言いますと和室を使うことが多くなっています。和室を託児室と位置づけまして、そこで安全な託児を行っています。親子室等がある市民センターでも、必ずしもボランティアさんが託児として使うという部屋ではなくて、来館された方がどなたでも親子で過ごせるような部屋として運営していると思います。その運営につきましては、公運審の議論の中でも出てまいりましたが、現在は各市民センターが館ごとに、ルールとまでは言わず、使い方を決めて運用しているところです。

会長：ありがとうございます。

はい、どうぞ、お願いします。

委員：私も、ジュニアリーダーについては不勉強で、今回の資料3で勉強させていただきました。ジュニアリーダーとして育成を受ける中学生・高校生の側から見ると、それが魅力的で参加したいというものであれば、もっと参加者が増えるのではないかと思います。最近では、中・高校生が上級学校に進学する際には、調査書等がよく見られますが、ジュニアリーダー研修に参加すると、どのような資質や能力が身に付くのかといったことを最初からはっきりと示しておく、参加する前と参加した後ではどのように変わったのかについてしっかりと調査等をすれば、このような力が身に付くということが示せるので、単に活動ベースでこのようなことをしていると知らせるのも一つの方法かとは思いますが、こういった今の時代ですので、やはり、この研修会に参加すればこのような力が身に付くのだということが分かれば、さらに参加者にとっての魅力になるのではないかと思います。教育に携わる者として発言させていただきました。

会長：ありがとうございます。調査等は行っていますか。

事務局：研修会ごとに、受講者からレポート的なアンケートをいただいております。また、受講された方については、それぞれ学校にも、このような子どもたちがジュニアリーダーとしてこれだけ活動していると、毎年、報告しています。

会長：中学生・高校生がジュニアリーダー活動に参加することで、あるいは研修会を受講して、こういったことができるようになったということが分かるようにすることも必要なのではないかというお話でした。

委員：ジュニアリーダーの件は、私も今大分勉強させていただいたところですが、空白地区があるとする、市民センターの職員の方の中には、子どもたちを集めてジュニアリーダーなどの組織を作ること非常に長けた方がいらっしゃる、そのような方を積極的に空白地区の市民センターへ人事交流や異動等させるといった、積極的な取組をされているのかどうか。それ位までの事をしないと、空白地区は埋めていくよう頑張ります、と言うだけでは、子どもたちもなかなかそこに乗ってこないと思います。また、その地区の中学校・高校の先生方にもご理解いただかないと難しいところがあるのではないかと思います。ですから、もう一步踏み込んで、市民センター側の人事といった部分にも取り組んでいただければ、空白地区が無くなっていくのではないかと思います。いかがでしょうか。

事務局：ジュニアリーダーは子どもたちのグループですので、参加のきっかけとしては、仲のいい先輩や友達がいたからということの影響が大きくなっています。流行り廃りのようなものもあって、職員の力だけではなかなか難しいところもありますが、ご意見も踏まえまして、取り組んでまいりたいと思います。

会長：ジュニアリーダーの活動もかなり活発に行われていると、この資料を見て思いました。

全く個人的なことになりますが、表にある、青葉区のジュニアリーダーサークルには、もう成人した私の娘が中学校・高校を通じて参加していました。今でもその当時の仲間たちが、お正月に集まって交流を続けており、ジュニアリーダー活動は非常に楽しいものだったのだろうと思っています。

委員：私の子どもも、ジュニアリーダーサークルに所属して育てていただいたのですが、子ども会や行事にジュニアリーダーに来てもらって、子供会の役員をしていた時には大人も勉強させていただいたこともありました。保護者の方に聞くと、区民まつりや市民センターまつりなどで、ジュニアリーダーが色々と活躍している姿を目にすることは多いものの、自分の子どもをこのようにしたいと親として思っても、どのようにすれば参加できるかなかなか分からないという方が何人かいらっしゃいました。区民まつりや市民センターまつりの時に、自分達の活動を紹介するパンフレットのようなものがあればよいのではないかと感じました。

会長：ぜひ参考にしていただければと思います。ありがとうございました。

それでは、「3報告」の「(2) その他」は以上になります。

本日は、今期の最終審議会になりますが、これで協議は終了となります。最初に報告された、答申案に基づいて改定していただいている「仙台市市民センターの施設理念と運営方針」については、今日委員の皆さんから出された様々なご意見も踏まえて、より精査し仕上げていただければと思います。

以上で、本日の審議会としての議事はすべて終了とさせていただきます。今期の審議会はこれで閉会となります。2年間どうもありがとうございました。

事務局：ありがとうございました。以上で今期の公民館運営審議会を終了いたします。

会 長

会議録署名委員
